

平 成 2 1 年

## 第 1 回 柳 川 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会 ： 平 成 2 1 年 1 月 3 0 日

閉 会 ： 平 成 2 1 年 1 月 3 0 日

柳 川 市 議 会

## 第 1 回 柳 川 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 日 程 表

| 月 日       | 曜 | 会 議   | 会 議 の 次 第        |
|-----------|---|-------|------------------|
| 1 月 3 0 日 | 金 | 本 会 議 | 開会・選挙・議案質疑・採決・閉会 |

## 第 1 回 柳 川 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 付 議 案 件 並 び に 結 果

### ○ 選 挙

|              |             |           |     |
|--------------|-------------|-----------|-----|
| 選 挙<br>第 1 号 | 議会議長の選挙について | 21. 1 .30 | 当 選 |
|--------------|-------------|-----------|-----|

### ○ 議 案

|              |                         |           |      |
|--------------|-------------------------|-----------|------|
| 議 案<br>第 1 号 | 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について    | 21. 1 .30 | 原案可決 |
| 議 案<br>第 3 号 | 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議について | 21. 1 .30 | 原案可決 |

### ○ そ の 他

|           |           |     |
|-----------|-----------|-----|
| 議長の辞職について | 21. 1 .30 | 許 可 |
|-----------|-----------|-----|

## 柳川市議会第1回臨時会会議録

平成21年1月30日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 添 達 也 | 2番  | 古 賀 澄 雄 |
| 3番  | 浦 博 宣   | 4番  | 熊 井 三千代 |
| 5番  | 梅 崎 昭 彦 | 6番  | 島 添 勝   |
| 7番  | 白 谷 義 隆 | 8番  | 森 田 房 儀 |
| 9番  | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲   |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男   |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 |     |         |

### 2. 欠席議員

|     |         |
|-----|---------|
| 30番 | 田 中 雅 美 |
|-----|---------|

### 3．地方自治法第121条の規定により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 副 | 市 | 長 | 大 | 泉 | 勝 | 利 |
| 収 | 入 | 役 | 木 | 村 |   | 仁 |
| 教 | 育 | 長 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 部 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 部 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 保 | 健 | 福 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 部 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 経 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 部 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 庁 | 舎 | 長 | 櫻 | 木 |
| 三 | 橋 | 庁 | 舎 | 長 | 藤 | 木 |
| 消 |   | 防 | 長 | 竹 | 下 | 敏 |
| 人 | 事 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 高 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 櫻 | 木 | 重 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 樽 | 見 | 孝 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 石 | 橋 | 真 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 武 | 藤 | 義 |
| 健 | 康 | づ | く | り | 課 | 長 |
| 福 | 祉 | 課 | 長 | 木 | 下 | 正 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 成 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 横 | 山 | 清 |
| 農 | 政 | 課 | 長 | 成 | 清 | 英 |
| 水 | 路 | 課 | 長 | 安 | 藤 | 和 |

### 4．本議会に出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 北 | 原 | 博 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 |
| 高 | 巢 | 口 | 佳 | 人 |   |   |   |   |

### 5．議事日程

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議長の辞職について

追加日程（４） 選挙第１号 議会議長の選挙について

追加日程（５） 議席の一部変更について

追加日程（６） 議案第３号 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議について

日程（７） 議案第１号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について

午前10時3分 開会

○副議長（島添達也君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから平成21年第１回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第１ 議会運営委員長報告について

○副議長（島添達也君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成21年第４回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日午前9時に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日１日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議長の辞職についてであります。

議長の辞職は、会議規則第132条第２項の規定により、討論を用いなくて、その可否を決定することにしておりますので、即決といたします。

なお、議長の辞職が許可された場合は、直ちに議長の選挙について及び議席の変更についてを日程に追加することになります。

次に、日程第４として議案第３号 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議についてを議題といたします。

次に、日程５が議案第１号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定についての上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

次に、議案第２号 田中雅美議員の辞職勧告決議について、伊藤議員外２名の議員より提出がっております。本案は臨時会の招集請求事件ではありませんので、議長より本案を緊

急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程６として議題とすることの可否について採決していただくことといたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。

終わります。

○副議長（島添達也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島添達也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

#### 日程第２ 会議録署名議員の指名について

○副議長（島添達也君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、12番荒木憲議員及び18番近藤末治議員を指名いたします。

#### 日程第３ 議長の辞職について

○副議長（島添達也君）

日程３．議長の辞職についてを議題といたします。

田中雅美議長は欠席されていますことをこの際確認しておきます。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（北原 博君）

平成21年 1 月14日

柳川市議会副議長 島添達也 様

柳川市議会議長 田 中 雅 美

#### 辞 職 願

今般、一身上の都合により議長職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（島添達也君）

お諮りいたします。田中雅美議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島添達也君）

御異議なしと認め、田中雅美議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程４として日程の順序を変更して、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島添達也君）

御異議なしと認め、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程４として日程の順序を変更して、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第４ 選挙第１号

○副議長（島添達也君）

追加日程４．選挙第１号 議会議長の選挙について。

これより選挙第１号 議会議長の選挙を行います。

お諮りします。本選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にするか御意見はございませんか。

○３番（浦 博宣君）

議長職の選任については、投票をお願い申し上げます。

○副議長（島添達也君）

そのような御意見でありますので、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（島添達也君）

ただいまの出席議員29名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（島添達也君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島添達也君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（島添達也君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の

上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○ 議会事務局長（北原 博君）

〔氏名点呼・投票〕

○ 副議長（島添達也君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 副議長（島添達也君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○ 副議長（島添達也君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に樽見哲也議員及び荒巻英樹議員を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○ 副議長（島添達也君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数29票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 28票

無効投票 1票

有効投票中

龍 益男議員 17票

木下芳二郎議員 9票

古賀 澄雄議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。したがって、龍益男議員が議長に当選されました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、本席から龍益男議員が議長に当選されたことを告知いたします。

では、龍益男議長に当選のごあいさつをお願いいたします。

○ 議長（龍 益男君）

ただいま議長に選任していただき、まことに光栄に思っております。身の引き締まる思いでございます。新柳川市の建設のため、一生懸命取り組んでまいりますので、議員各位の御支援と執行部の御協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。頑張ります。（拍手）

○副議長（島添達也君）

新議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代します。議員各位の御協力まことにありがとうございました。（拍手）

〔副議長、新議長と交代〕

○議長（龍 益男君）

日程５以降の案件の取り扱いにつきまして協議を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程５として日程の順序を変更して、直ちに行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程５として日程の順序を変更して、直ちに議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

追加日程第５ 議席の一部変更について

○議長（龍 益男君）

追加日程５．議席の一部変更について。

議長の選挙に伴い、会議規則第３条の規定により議席の一部変更をします。

私、龍益男の議席を30番に、田中雅美議員の議席を28番に、山田奉文議員の議席を14番にそれぞれ変更します。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

御異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおりの議席番号と決定いたします。

ただいま森田議員外６名から議案第３号 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議についてが提出されました。

お諮りいたします。この決議案につきまして、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程６として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（龍 益男君）

賛成多数であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程 6 として直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第 6 議案第 3 号

○議長（龍 益男君）

追加日程 6 . 議案第 3 号 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議についてを上程いたします。

田中雅美議員は欠席されていることをこの際確認しておきます。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

○議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○ 8 番（森田房儀君）（登壇）

非常に発砲事件という大変な事態を招いた急激な事件でございますので、この際、議会としての決意をここに表明して、決議をお願いする次第でございます。

朗読をいたしまして、提案理由の説明にかえたいと思います。

#### 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議

暴力のない、安心安全の街づくりは喫緊の課題である。柳川市議会においても、平成19年 9月28日「暴力追放都市宣言」を出席議員27名の全会一致で決議を行い、市民生活の安寧と観光都市柳川の発展を希求してきた。

しかしながら私どもの願いむなしく、本年 1 月20日不幸にして西鉄柳川駅周辺の飲食店に於いて、許されざる発砲事件が発生した。正に青天の霹靂である。

如何なる理由にせよ、暴力による問題解決は断じて見逃すわけには行かない。全ての暴力を否定するものである。

かかるおぞましい事態にかんがみ、柳川市議会としては、柳川市の発展と市民の安寧のため点在する暴力団事務所の閉鎖と暴力賛美の風潮を取り除くため、あらゆる機会を捉え暴力追放運動を展開していく所存である。

ここに市民の皆様と共に一致協力して、住みよい柳川、安心安全の街づくりを推進することを宣言する。

以上、決議する。

平成21年 1 月30日

皆様方の御理解によりまして、御決定をいただきますように心からお願いを申し上げます。  
て、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

それでは、議案第3号 暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第7 議案第1号

○議長（龍 益男君）

日程7 議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定についてを上程します。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

○議長（龍 益男君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について、御説明を申し上げます。

本市では、平成18年に柳川市安全・安心まちづくり条例を制定し、同条例の理念を実現するため、安全・安心まちづくり推進協議会を設立し、市民、警察、行政が一体となって、防犯パトロールや地域の見守り活動などに取り組んでまいりました。この運動は、今や市内の60団体及び約2,000人以上の方々がボランティアとして献身的に活動をいただいております。おかげさまで、平成14年に立ち上げられました安全・安心の地域での運動は着実に成果を上げ、平成19年には安全安心まちづくり都市宣言、暴力追放都市宣言を行うまでになってまいりました。

ところが、本年1月20日、この平穏な柳川市内の西鉄柳川駅前の飲食店で市民を震撼させる、あってはならないショッキングな発砲事件が発生をいたしました。犯行内容については、詳細に明らかにされていませんが、新聞報道等によりますと、事件は暴力団の抗争と関係しているのではないかと報じられているところでございます。

今回の事件が、周辺住民の皆さんのみならず、全市民、あるいは市外に与えた驚愕と恐怖ははかり知れません。また、観光シーズンを前に、本市のイメージダウンも心配をされます。

このため、暴力団及び暴力団関係団体を根絶し、暴力団事務所の進出を防止することにより、市民の生活の安全と平穏を守ることを内外に示し、確かな実効性のあるものとするため、本条例を制定するものでございます。

また、先ほど緊急提案として議会から暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議をされました。本当に力強く思っているところでございます。議会におかれましては、先ほどこのことを高らかにうたっていただきましただけに、この条例の趣旨を十分御理解いただき、魂の入った活動支援をお願いすると同時に、隗より始めよの先頭に立っていただく、暴力根絶の先頭に立っていただく、このことをお願いするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（龍 益男君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のために暫時休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（龍 益男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○26番（梅崎和弘君）

26番梅崎でございます。条例の第4条、5条に関連しまして、まず2点ほど質問をさせていただきます。

昨日の全員協議会におきまして、暴力団事務所は市内に3から5団体ではないかという説明がございました。発砲事件後、事務所の前には赤色回転灯をつけたパトカーが24時間警備体制をとっておられたわけでございます。

そこで、条例の第4条では、市民の責務として「暴力団事務所等の進出を防止するための施策について理解を深め、協力するよう努めるものとする。」とありますけれども、その中のいわゆる市民が理解を深めるためにどのようなことを考えておられるのかということが第1点でございます。

第5条では、「市及び市民は、暴力団等を根絶し、暴力団事務所等の進出を防止するため、相互に協力するよう努めるものとする。」とありますけれども、今、既に進出をしております事務所に対してどのように取り組まれるのか、まず、以上2点をお願いいたします。

○市長（石田宝藏君）

これについては、昨日の全員協議会でも御説明を申し上げてまいりましたけれども、まずは1月23日の日に安全・安心まちづくり推進協議会、この中でそれぞれの団体の皆さん方に率直な御意見をいただきました。当然、昨日申し上げましたように、善良な市民の方々がこういった事件に巻き込まれるということでもって、これについては行政として対応しなければならないということを昨日申し上げたとおりであります。もちろん市民の皆さん方それぞれの団体の代表の方、協議会のメンバーにもいらっしゃいますけれども、これに包含されていらっしゃらない方々、これは相当数に上るでありましょうから、まずは短期的なやつ、すぐにやらなきゃならないもの、中期的、長期的に取り組まなければならないもの、こういった仕分けをやりながら、やはりこの問題については真剣に取り組んでいかなきゃいけない、こういうことを申し上げたわけであります。

特に私として提案を申し上げたのは、市民の皆さんが理解をいただくためには、つい2月10日に、きょうの新聞報道、マスコミ等でも報道いただいておりますが、10日に市民の方々に意識を喚起していただく総決起大会、緊急の総決起大会を開催する。しかも、市民の皆さん方に果たして行政がつかんでいる情報はどんな情報なのか、知らせるべき情報をやはり市民の方々に発信をしていく、情報メールですね。特に携帯等をお持ちの方は、その呼び出しメールを登録していただいて、市役所から出します発信情報についてひとつ認識をいただく。それぞれの団体の代表の方、あるいはそれぞれの一般の市民の方々、こういう方々に周知徹底をしていくと。

それから、随分マスコミの方々にも御協力いただいておりますけれども、あらゆる暴力、小さいなものから大きなものまで、今回の発砲事件等の問題のようなショッキングな事件もありますけれども、こういったものについての専門の部署を庁舎に設置をする。そして、さまざまな暴力に対して相談を受けていただく。警察官のOBなり、その道の専門の方を配置いたしまして、相談システム等もやはり整備をするという考え方、内外に明らかにしているところであります。

それから、今行っていております安全・安心の日、毎週金曜日に、先ほど提案理由の中で申し上げましたが、約60団体、2,000名以上の方々が本当に自発的に活動いただいております。そういった活動がしやすいようないわゆる条件整備については市民の皆さん方の御理解をいただいて、そして備品等の整備についても着実にやっていかなきゃいけない。また、予算等が許しますならば、繁華街の、あるいは人通りの少ないところの街灯の設置、まちを明るくすると、夜間のそういったものを怖いところをなくしていくと、そういうことも長期的には取り組まなきゃいけないと、このように考えているところでございます。

それから、2点目の暴力団事務所等の進出を防止するためという先ほどのお尋ねですが、正直申し上げまして、警察等はこの問題についてはしっかり把握をしてあると思います。しかし、私ども行政は、つい昨日もそうでしたが、市は何もできないじゃないかということですが、これは全く私は認識が違います。市は、市民の皆さん、善良な市民を守るために公金を使ってやはりそれらの防犯活動をやらなきゃいけないわけです。これは警察と一体となって市民の皆さんと一体となって。でも、こういった進出をしているといったものについては、市の行政には捜査権だとか、取り締まる権限だとか、逮捕権だとか、これはないわけですね。ですから、警察と連携をとりながら、行政でできる部分については行政でしっかりそれをカバーしていく、そのように考えております。

○26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

続きまして、先ほどお話がありましたけれども、警察官OBを含めての安全・安心課の設置を考えておられるということですが、そういうことを含めまして、いわゆる総予算といいますか、金の使い方、使用目的はどのように考えておられるのか、今の段階で結構ですので、お知らせください。

それからもう1つ、先ほど暴力団及びあらゆる暴力追放への議会決議がなされました。その中でも暴力団事務所の閉鎖がありましたけれども、いわゆる今の事務所に対して明け渡しを申し入れるとかそういうふうな考えはありますでしょうか。というのは、この前マスコミでも鳥栖やったかどこか、市民団体が行って、暴力団事務所がどうも来るごたるということで閉鎖をしたということもあってありますし、行政としてどこまでやれるかわかりませんが、そういうような事務所を明け渡せと、出ていってくださいというような行動をとら

れるのかどうか、以上、お願いします。

○市長（石田宝蔵君）

やはり基本というのは、私は4年前、皆さんに3つのものを宣言しました。それは、財布を守る、安全を守る、心を守ると、この3つをマニフェストに掲げたんです。何といいましてもこの3つがまちづくりの柱になるわけございまして、特に治安については観光地としてやはり全国に知られた柳川です。もちろんこの3つのもの、すべて大事なんですけども、不安を抱えられたり、住民の皆さん方の安寧が破られるということになりますれば、これは何をやるにしてもだめです。教育、福祉、産業振興、企業誘致、できるものではありません。したがって、一定の理解をいただきながら、予算については市民の皆さん方の合意をいただいてやらせていただこうと、このように思っております。ただ、すべてそういったものがあるから無尽蔵にいいかということは、これはまた予算との絡みもございまして、納得のいただけるような、また、さまざまなそういった安全・安心まちづくり推進協議会だとか、防犯協会だとか、そういった関係団体の皆さん方の御意見も十分拝聴しながら進めさせていただこうと思います。そして、ましてや今回、総決起大会だとかするに当たっては、備品が、それぞれやられている市町村もありますので、私はやり方によっては知恵を出して先進地から機材を借り受けたり、あるいは県の暴追センターと連携をとりながら、そういった物の要らない予算は使わないで実効性のあるような活動をして、そんな予算を執行させていただくならばというふうに思います。

それから、事務所の明け渡し、これは当然の問題であります。つい先般、久留米だとか、大牟田だとか、あるいは久留米の事務所が佐賀県のみやき町に進出をすると、こういうのもございましたけれども、当然、私は7万5,000人のトップでありますし、その先頭に立ってやはりやっていかなきゃならない。したがって、先ほど提案理由で議会のほうにも申し上げましたが、ぜひとも皆さん方も心を同じくして、それぞれ皆さん方も住民の代表さんでありますので、やはりこのことをしっかり腹に据えて一緒になって支援をいただき、取り組んでいただきたいと思います。思っております。

○26番（梅崎和弘君）

先ほどより市長の熱意ある取り組み姿勢をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（龍 益男君）

梅崎議員の質疑を終了いたします。

○25番（三小田一美君）

条例に対しては、私は賛成であります。ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、私が一昨年、平成19年9月28日に提出しました暴力追放都市宣言の提出者の一人であります。市

長は今回の事件を受けて直ちに対応すると言われて、対応の素早さがPRされていません。この宣言の決議をちょっと読み上げたいと思いますが、「暴力のない、安全で安心して暮らすことのできる柳川市の実現は、市民共通の切なる願いである。市民一人ひとりが、善良な市民生活を侵害する暴力の存在を認めず、暴力排除の確固たる信念のもとに一致団結して、あらゆる暴力行為と暴力団等の撲滅を図り、犯罪のない住みよいまちをつくるため、ここに「暴力追放都市」を宣言する。以上、決議する。平成19年9月28日、柳川市議会」。一応そういうことで決議しておるわけでございます。

また、市長、市の封筒にもこのことはちゃんときちんと印刷をしてあります。まさに今回の対応、事が起きてしまったから泥縄式の対応と言わざるを得ません。都市宣言を決議した後に執行部が決議に反応をされて、暴力追放大会や決議を生かす条例制定などを対応しておけば、今回の事件は防げたかも知れません。そこで、今回提案をされた条例について質問をいたします。

1つ目は、第3条の市の責務であります、「暴力団等を根絶し」とありますが、暴力団等の「等」にはどのようなものを含むでしょうか。暴力団について定義がしてありますが、「暴力団等」の定義がありませんので、具体的をお願いをしておきたいと思います。これ1つ目ですね。

2つ目でございますが、第3条の中で、最後の「その他の必要な施策を実施する」とありますが、その他の必要な施策とは具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。

3つ目、同条の2項の「その他の必要な措置」とは、具体的にどのようなことを言っているのでしょうか。

4つ目は、第7条の「市民は、暴力団事務所等に使われることを知りながら、（中略）売買、賃貸等を行ってはならない。」とありますが、使われることを知らないで行った場合はどうなりますか。普通、相手が暴力団や団員と知らないで、また事務所に使われることを知らないで建物を賃貸する場合がほとんどと思いますが、建物を賃貸する場合、その人が暴力団員か否かを市に問い合わせる必要があるのか、それももっと詳しくお願いをしたいと思います。一般市民はだれが暴力団員か知らない方がほとんどと思うが、以上の4点についてわかりやすく具体的にお答えを市長、お願いしたいと思います。

○市長（石田宝蔵君）

あらかじめ通告があつておれば、私もちょっと調べておったんですけれども、（「いや、そこら辺の内容は全部……。だからですよ、市長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ちょっとこっち答弁しておるんですよ。2番目と3番目は何でございましたかね。ちょっと余り早いもんですから、わからないんです。メモをとろうとしているんですけれども。

○25番（三小田一美君）

2回目は、これはあんたが手やけんね、2回目は、第3条の中で最後のその他の必要な施

策、実施することがありますが、その他の必要な施策をお尋ねしよるわけですね。それと3つ目は、同条の2項のその他必要な措置、具体的にどのようなことを言っているのでしょうかと、それをお尋ねしよるわけですね。

○市長（石田宝蔵君）

市の責務ということで第3条のお尋ねのようでございます。暴力団員及び暴力団関係者をいうということですが、これについては、暴力団とは、法律で定義されております。ちょっと申し上げますよ。暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。」と記載してあります。このため、法律第2条第2号に記載されている「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」と、こういうふうに定義されております。

暴力団関係者とは、同じ条例の第2条第5号にございます。「暴力団と関係を持ちながら、資金等を提供するなどして暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者又は暴力団の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。」、こういうふうになっております。

それから2点目の第3条、市の責務、「情報の提供、環境の整備その他の必要な施策を実施するものとする。」、この辺のお尋ねだろうと思います。これは先ほど梅崎議員に申し上げました。市の情報、あるいは環境の整備、例えば、街灯をつけたり、夜の暗いところを明るくしたり、こういった環境整備をするものですが、さまざまな御意見をいただきながら防犯にかかわる暴力を根絶する。暴力は絶対だめとか、こういうものをお互いに教育の中でもやっていかなきゃいけないし、社会教育団体のそれぞれの講座の中でやっていくとか、そういうこともさまざまなやり方は考えられるであろうというふうに思います。これを実効性のあるものに結びつけていくということでございます。

それから、第3条第4項の中で、3点目は、「前3項の措置を講ずるものとする。」。これは文言どおりであります。1項、2項、3項に明文化してあります。それを市としてはやりますよということです。

それから最後は、暴力団の事務所の賃貸問題、こういったものは市民の方々は御理解いただいてないんですね。御承知されてないんです。私も知りません。ですから、気楽に相談を受けていただく市の窓口、これを設置させていただこうというのが提案として考えておりますのは、仮称の安全・安心課なるものを考えているところでございます。

○25番（三小田一美君）

1回目の質問については、お答えありがとうございました。

そこで、2回目の質問をさせていただきますが、第3条の第4項に「窓口を防犯担当課に設置し、」とありますが、防犯担当課はどこを指すのでしょうか。既に総務課に安心、安全な係があるわけですよ、市長。この体制では不十分との考えでしょうか。一生懸命頑張っておられると思いますがね、担当の方は。現在の市長になってから設けられた部署だと思います

が、いかがでしょうか。合併により肥大した行政のスリム化は最大の課題であると、最少の経費で最大の効果を上げんといかんと、いつも市長はおっしゃられる。と市長は常日ごろ言っておりますことと今回の課新設の考えは反するのではないのでしょうか。市長が得意とする行き当たりばったりのやり方ではなく、現行組織を最大限に活用する方法をとるべきではないかと。市長、いかがでしょうか。

○市長（石田宝蔵君）

議員の提案もわからないことはないわけですが、今回は先ほど提案理由で申し上げましたとおり、あってはならない日本列島を揺るがすような事件ですよ、これは。そのためにはビビッドに、スピーディーにやはり市民の皆さんに安心を担保するために、行政は警察と連携をとって善良な市民を守るためにそれぞれの措置を講じなきゃならない。また、とる責任があるんです。この辺は議員さん方も御理解いただいていると思います。ましてや、先ほど議会でも決議をいただきました。これを私が議案で告示をしているやつよりも、本来なら臨時議会では提案している議案については審議していただくんですが、それを超越する形での緊急決議までやっていただいたんです、議会から。私は心強くありがたいと思っております。そういった中で、今回のやつについては先ほど答弁しましたように、最少の予算で最大の効果を上げる、さまざまところからすべてのものを私どもは買おうと思っておりません。借りられるものは借りてきて、ただ、それを執行するためには最少の予算でやるんです。

また、この条例を御承認いただいたならば、4月1日、新年度、これはやはり早急に機構をつくって、内外に柳川というのはこんなに安心なんです、安全なまちなんですと、そういうことをアピールして、そしてそのためには合併後私ども改革を進めてきております。3つの庁舎に職員分散しています。これを一元化してそれぞれの担当のものをやはり一本化する。むしろ改革の方向なんです。人員はまだまだ削減しなければなりません。そういった中で効率的な、能率的な、しかも実効性のある組織にしなければならない。これを現行の制度でやれとおっしゃる議員の気持ちもわからんでもありません。しかし、それじゃ今回のやつには市民の皆さんの不安にこたえることにはならないと、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

○25番（三小田一美君）

こういう原因は、私が2年前ぐらいに宣言を提案しておるでしょうが。そのとき即、動いていただいておりますなら、こういう事件も起きとらんやったじゃなかろうかなと、私はそういうふうに感じておるわけですよ。（発言する者あり）

最後になるが、平成17年9月議会で終了した後、議会と執行部の懇親会が御花でありました。市長御存じだと思う。私の宴席の前におられた。隣が議員さんたちがおられたですね。私が市長に暴力団とのつき合いがありますかとお尋ねしたですね。つき合いがありますと、そうお答えになられたわけですね。今もおつき合いがありますか、お尋ねしたいと思います。

市長いかがでしょうか。

○市長（石田宝藏君）

またとんでもない話に、ありもしないようなことをおっしゃって、大変なことですよ。平成19年の9月に議会では先ほどの2つの宣言をされました。大変ありがたいこと。しかし、仏はつくられたけれども、魂が入ってない。市民の皆さんは60団体、約2,000人の方々が毎日ボランティアで頑張っているのに、失礼な話です。

私は市民の皆さんの涙ぐましい、小学生の児童が、あるいは園児が登下校時、登園時にお立ちになっている姿、本当に頭の下がる思いでいっぱいです。そのことは既にそれぞれの方々が活動いただいている。だから犯罪は減ってきたじゃないですか。事件は減ってきたじゃないですか。これは数値で示されてきているんです。何も行政がしてない。そのおしかりは謙虚に私も受けますけれども、市民の方々に対しては本当に私は罰が当たる言葉だと思います。ただ、この問題について（「市長、まだおつき合いがありますかとお尋ねしよるわけですよ」「何がそがんことあるもんかい」と呼ぶ者あり）何をやらなきゃいけないのか、私は議員の発言に頭をかしげます。

○議長（龍 益男君）

三小田議員、3回終了いたしましたので、終わります。

ほかに。

○4番（熊井三千代君）

4番熊井三千代でございます。議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について5点ほど質問をさせていただきます。

説明によりますと、これまで柳川市は安全・安心まちづくり条例を制定し、市民及び事業者等が安全で安心できる都市の実現に向けて運動を展開してきたということです。しかし、ことし1月20日に起きてしまった発砲事件は市民を脅かせ、また今後、暴力団同士の抗争事件に発達する可能性もあり、何といたっても観光柳川のイメージを大きく損なうこととなったと。そこで、暴力団及び暴力団関係団体の根絶、暴力団事務所等の進出を防止する旨を明記して、市と市民の責務を明確にすることで市民の生活の安全と平穏を守る目的で今回の条例を制定することにしたというふうに説明を受けました。本条例が決議しますと、県下では2番目の決議された市になるということですからけれども、先進地の直方市の条例を制定された根拠がわかればお聞かせお願いいたします。

2点目といたしましては、これまで近隣の市町村でいろんな暴力団の事件の報道がありました。そこで、大牟田市とか久留米市でも民間一体となって暴力団の追放に向けて運動が行われていますが、いまだ条例の制定がなされておられませんけれども、何か理由があるのでしょうか。情報収集がなされてあればお聞かせください。

3点目といたしましては、第3条の4項に相談窓口を設けて防犯課というふうに設置をし、

前3項の措置を講じるとありますけれども、この項目は今回制定されようとしている条例のベースとなっている以前に制定されている安全・安心まちづくり条例の中に盛り込んで、詐欺などの防犯等多くの事件を含めた事件に対応できるかとするべきではないかと思えますけれども、お考えをお聞かせください。

4点目といたしましては、昨日も説明を受けましたけれども、条例には罰則は盛り込めないというふうにお伺いいたしましたけれども、例えば、第6条、第7条、暴力団等を根絶するための取り組みとか暴力団事務所等の進出を防止するための取組というふうなところで、そういう文面に対して犯した者は、その犯した者の氏名とか団体等を市民へ公表されるお考えはあるのか。

また最後に、本市の春の最大のイベントとなっておりますさげもん祭りが間近に迫っておりますけれども、市民とか観光客への安全・安心に対する具体的な取り組みが講じられておりますでしょうか、5点お聞かせください。

○市長（石田宝蔵君）

熊井議員からは5点の質疑でございますが、まず1点目、直方市が暴力団追放推進条例を制定された根拠は何なのかということですが、私が調査したところ、また聞き及んだところでは、暴力団の関係事務所等が進出をするという情報をキャッチされて、市民がこれをやはり迎え撃つ形で市民運動としてそういった情報が市民の方々から寄せられて、それを発端として始められたと。それで、条例を制定したことによってその進出を阻止することができたと。まさしく実効性のある条例ということで、県下でも最初、全国でも恐らく暴対法が変わってから最初の条例だというふうに聞いております。

それから2点目、大牟田市、久留米市等の暴力追放が行われておりますけれども、条例が制定されてないことに対して情報はされたかというお尋ねでございますが、これについてはまだ今のところ、担当ではやっていると思えますけれども、こういったものでできてないのか、その辺については私わかりません。しかし、よそがつくる、つくらないは別として、私は観光の都市柳川、安全なまちのためにスピーディーにこれはやらなきゃいけないという考えに立っての御提案でございます。

それから3点目、第3条第4項に「相談を受ける窓口を防犯担当課に設置し、前3項の措置を講じる」に対し本項目は上級の条例であり、これは、上級の条例というのはどういうふうな解釈をされているかわかりません。しかし、今回、安全・安心まちづくり条例というのは、平成18年3月に皆さん方に御提案申し上げ、御可決をいただきました。そして、今回のやつはそれにもう一步踏み込んだ暴力団等のやはり追放を目指す条例ということであります。いわば、安全・安心まちづくりというのは総論の条例というふうに考えていただいて、一步踏み込んだ今回の条例は、各論のより具体性のある条例ということで考えていただきたい。しかも、そこには今までそれぞれ例えば、具体的に申し上げますと、市役所の中には消防の

関係の防犯の担当の係がございます。これは総務部の総務課の中でございます。安全・安心係ですね。それから、振り込め詐欺だとか悪徳商法、こういうものについては商工振興課、大和庁舎にございます。それから、教育に関しての交通安全、子ども見守り隊とか、こういうものについては三橋庁舎にございます。こういったものを一元的にまとめて、コンパクトにまとめて、いわゆる庁舎の一元的な情報の管理、あるいは指示、命令、こういったものの伝達等もスピーディーに行われるように1つの課にまとめようと。ばらばらのものを1つのところに集めようということでございます。ですから、そういったもろもろの犯罪、テロもそうでしょうか、あるいは列車事故も飛行機も、アメリカではあんな事故も起きましたけれども、そういうものも関連して設置をさせていただこうというふうに考えております。もちろん行政対暴力もございますので、そういったものも対応できると。市民の皆さん方から、警察との連携も行政がしっかりやってくれて本当に眠れるようになったと、こんなふうにならなきゃいけないと思っております。

それから4点目、条例に罰則は盛り込めないということであるがと。6、7条の条文を犯した者の氏名及び団体等の市民への公表は考えておられるかということですが、これについてはやはり慎重にならざるを得ません。いつも熊井議員もおっしゃいますけれども、人権の問題、個人情報の問題、とりもなおさず犯罪者じゃない方を犯罪といったこともなぜ公表できるのかと。ただでさえ公表するというのは、固有名詞、人の名前、そういったものを公表するということは慎重な上にも慎重に対応しなきゃならない。ましてや日本国憲法は人権の尊重をうたっておりますので、そういったものを超越するようなことはできないということで御理解いただきたいと思います。

それから5点目、柳川市の春の最大イベントさげもん祭りが迫っているけれども、市はどうするかということですが、これについては喫緊の取り組みとして2月10日に緊急の総決起大会を行って、さげもんにおいでになる方、こういった方々が安心して市内の散策ができる、さげもんめぐりができるようにということで対応させていただこうと思っております。

○4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

慎重に喫緊に対応していくという市長の熱い思いを聞かせていただきました。

問いの中であと1点、先ほどさげもん祭りのところでお伺いいたしましたけれども、大会をやって慎重に具体策を検討するということなんですけれども、その具体策というのはまだまだこの条例案ができて間もないですし、まだできてないかもしれませんけれども、イメージ的なものというのは考えてありますか。

○市長（石田宝蔵君）

イメージ的なものと申しますか、即やらなきゃいけないもの、中長期的なもの、こういったものを含めまして、皆さん方の御意見、あるいはそれぞれ先進地もございますので、そう

いった事例、情報収集をやりまして、また安全・安心まちづくり推進協議会、こういった機関もございますので、そういった御意見をいただいて、実効性のあるものに結びつけていこうと考えております。

○4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今回質問をさせていただいたのは、条例をつくられるということですので、とにかくその条例の内容を一日も早く検討されて、実効性のある、また大きな効果の得られる条例内容の制定ができてほしいという願いを込めて質問させていただきました。

その中で、久留米市とかの条例がなされていないところで、何か情報を知ってありますかというお尋ねをいたしましたけど、今のところわからないということですが、制定についてこういう条例を制定しなければいけないというような悪いイメージがつくとか、あと、また何か市民の方への不利益を講じることになるかもしれないとか、そういうふうな心配がありましたので、何か情報を知ってあるかなと思っての尋ねでございました。とにかく慎重にしっかりとした条例の中身を検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

○19番（太田武文君）

19番太田でございます。議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について質問いたします。これまで3名の議員が質問してありますので、質疑が重複する点もあると思いますので、その点についてはお許してください。

平成19年9月28日、議員提案で暴力団追放都市宣言を決議いたしております。そのとき執行部は何ら対策もなされないままであったのに、今回に限って慌ただしく暴力団追放推進条例を制定されるのですか。また、なぜそのときに条例を制定しなかったのか。といいますのも、今回の条例の内容については、先ほどもありましたように直方が19年度に制定されます条例の内容と全く同じであります。この直方市の条例を模倣されたのですか、まず1点お聞きします。

それから、急に条例をつくってありますけど、この条例の内容は具体的な対策がないように思われます。また、根絶するための対策をどのようにされるのか、具体的な取り組みをどういうふうにしようとしてあるのか、お聞かせください。

最後に、特に既存の暴力団等に対する取り組みについてお聞かせください。

○市長（石田宝蔵君）

今3点、太田議員からお尋ねがございました。先ほどこれは三小田議員の質問にも重複するような問題ですが、平成19年9月28日、これ議会が宣言されたんですよ。議会ですよ。議会の発議ですよ。私は、平成18年の3月に安全・安心まちづくり条例、旧1市2町で柳川警察署と一緒に進めてきたのが安全・安心まちづくり協議会というのがございま

した。当時、藤原署長さん、柳川警察署の署長さんで、私は大和の町長でした。何とか観光地柳川の犯罪を減らしたいと。したがって、実効性のある活動を展開しようということで、相当その当時駐在所の統廃合の問題が出てまいりました。交番もそうです。こういった中で市民の皆さんと協働でさまざまな犯罪防止の活動をやらなければ、今後のこういった活動はやはりなくなるとするならば犯罪はふえると、こうすることでそれぞれの執行長、議会の皆さん、市民の皆さんの御理解をいただいて立ち上げられたのが、あの安全・安心まちづくり協議会なんですよ。これをベースにして試験的にやったところが、前の年に比べて、平成15年は犯罪が2割減ったんです。事件が減ったんです。そして、御案内のとおり、平成17年に合併をいたしました。新市が誕生しました、3月21日に。そして、その翌年に私ども柳川としては、せっかくこの活動をしっかり根づいてきたものが犯罪発生件数も少なく、本当に平穏なまちというイメージになって全国の表彰も受けるまでになったんです。

ですから、そのときに平成18年の3月議会で私は提案をさせていただいて安全・安心まちづくり条例をつくらせていただいて、皆さんから御可決いただいたんです。ありがたいことです。その後に犯罪がまた減ってきているもんですから、事件も減っているもんですから、議会が平成19年の9月28日にこの宣言をされたんですよ。何もしなかったんじゃないんです。地道な市民の方々の活動、涙ぐましい活動があっただけでこういったものができた。今回何で勃発して何でこんな条例つくるのかということですが、1月20日に起きたじゃないですか。1月20日に起きたから、このことは市民のトップとして市民を守らなきゃいけない立場として条例をつくって、そしてこの何ら直方のまねしてということですが、直方は実効性あって一番進んでいる条例なんですよ、県に聞いても、県警に聞いても。まねしたっていいじゃないですか。まずスピードアップしてつくる。屋根でもつくる。雨漏りがなければ後は中に入れてもいいじゃないですか。とにかく時間がない中での条例制定ということで市民の皆さんにも議会にも説明をしてきたとおりです。突発的ですけども、御理解いただきたいと。そして、確かに同じようなもの、中身は私は似てもいいと思うんです。でも、本当にそれをベースにしてこれからさまざまな関係者の方々のお知恵、知識をいただいて活動に結びつけていく、これが大事だというふうに思います。

ですから、条例では具体性がないと。条例はないんですよ。どの条例をごらんになっても御理解いただけたと思いますけど、具体的なところまで書いてありません。条例は柱であって、枝や葉っぱ、こういうものは規則とか要綱とか、そういったものでうたうんですよ。ですから、条例ではそんなことはうたわないです。本管をつくっていただいて、よしこれに基づいて活動をやりなさいと、具体的なものが出てくるんです。それが細分化したのが規則、あるいは要綱、規程、通達、こういうものになっていくわけです。

それから3点目は、先ほど三小田議員にも申し上げたとおりでございます。

○19番（太田武文君）

ありがとうございます。

ただいまのように市長から一生懸命このように19年、私たちが議案提案したときになっていただいておったら事件もなかったと思います。ということは、本当に実のある、ただいま市長から一生懸命答弁いただきましたけど、今回の条例は実のある運動にするためには、はっきりとわかりやすく、そして条例を定めることが大切であるかと思います。そして、市民が一丸となって暴力追放に参加できるような条例をつくっていただくことを願ひまして、私からの質疑を終わりたいと思います。

○議長（龍 益男君）

ほかにございませんか。

○9番（荒巻英樹君）

私のほうも若干今までの質問と重なる部分もあるかもしれませんが、大きく2点お尋ねいたします。

まず1点目ですが、可決されれば直方市に次いで2番目の制定になるということなんですけれども、先ほども市長のほうから、直方市の条例が非常に有効であったという答弁をいただきましたが、今回本市で制定されるに当たって、直方市さんのほうに御相談、何かアドバイスを求められたのか、まず1点お尋ねします。

それから2点目なんですが、第3条の3で、「市は、暴力団等の根絶及び暴力団事務所等の進出の防止に関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。」ということで、先ほどからも出ていますとおり、2月10日に水の郷で暴力団追放緊急決起大会を開催されるということで、これはぜひ成功していただきたいと思っておりますところですが、残念なのが、どうして400名ほどしか座席がない水の郷で今回開催されることになったのか、まず最初にその2点お尋ねします。

○市長（石田宝蔵君）

直方市とのやりとりは具体的には今担当課でやっていると思いますが、私は県警本部等アドバイス等をいただきながら進めてきておるところでございます、直方市とのやりとりについては担当課長なりから回答させようと思います。もしあっているならば。

それからもう1つ、2月10日に水の郷での大会ということですが、これは喫緊の課題として、つい先般の安全・安心まちづくり協議会がございました。その中で婦人会の代表の方から、とにかく11日からさげもん祭りが始まると。柳川は伝統的に11日、12日は婦人会のさげもんの即売会があると。これが企画されて内外からお見えになると。その前にその決起大会をやってほしいという御提案がございました。これを真摯に受けとめまして、やはり間髪を入れずに、特に先進の事例ではこういった事件が起きてから1週間以内にやっているところもございます。しかし、400名しかないところでなぜやるかということですが、本来なら市民会館で私は企画すべきだと思っていました。ところが、あいてないんです。会場を抑えるこ

とができません。したがって、会場の関係で、この前にやるとするならばここしかやはり方法はないということでございますから、御理解いただきたいと思います。

○総務課長（櫻木重信君）

直方市とのやりとりは具体的にいたしておりません。ただ、インターネット等で当時の議会の状況等は調査しております。

○9番（荒巻英樹君）

1点目なんですけれども、直方市さんには何もコンタクトをとってないということですね。きのう全員協議会でも指摘がありましたように、直方市さんの条例、きょうお持ちの方も数名いらっしゃると思いますが、これ先ほど似てもいいということは市長おっしゃいました、条例が。もちろん目的が一緒ですから、似ておかしくないというか、似るのが当然だと思いますけれども、具体的に申し上げますけれども、大体A4で2枚の字数がありますよね。遠くの方はわからないと思いますが、ぜひ直方市のホームページを見ていただきたいと思います。このA4、2枚のスペースで具体的に7カ所だけちょこっといじってあるんですね。それ申し上げますね。「及び」というところが「並びに」と言いかえているところが2カ所、「または」というところを「もしくは」に言いかえているのが1カ所、「その他」というところに「その他の」と、「の」を加えただけが2カ所、「何とか」というところで、具体的には「不法行為」、「暴力団」の後にただ「等」を加えたところが2カ所、この7カ所をいじっているだけなんです。もっと言うと、御相談もされてないということですから、これは言ってみればぱくりということになるんです。ですから、何らかの、いや、これはですから似ることに関しては（「もう少し前向きな発言ばせんかい」と呼ぶ者あり）仕方がないと思うんですけれども……

○議長（龍 益男君）

傍聴席、静かにお願いします。

○9番（荒巻英樹君）

やはりこれはきょう可決されれば、柳川市の公式の条例として残るわけですよ。これを後で直方市の方がごらんになって、何だ、柳川市は、うちに黙ってこんなのを勝手にやっているじゃないか、そういう指摘を受けたらどうしますか。その点に関して改めてお聞きします。

それと、先ほど2月10日、市民会館、あいてないと市長からありました。私は先ほどの休憩中、市民会館に確認しました。2月10日は大ホールがあいております。やはり400名の会場でやるより1,300名の会場でやるべきです。そのことについて改めて答弁をお願いします。

○市長（石田宝藏君）

まず1点目の、まねてぱくっているという話ですが、これは県警本部ともアドバイスをいただきながらやっているわけでございます。もちろん条例とか法律とかこういう規則をつくるときは、これに限らず行政全般、準則というのがあるんですよ、荒巻議員。こんな条例を

つくるときはこんなふうなモデルがありますよとかあるんですよ、普通、ひな形というやつです。ですから、文言がちょっと変わったとか、並べて7カ所とか、それが何か影響あるんですか。私はないと思いますよ。市民の皆さんが願っていらっしゃるのとはそんなことじゃないです。スピーディーに対応する。間違っていればそれは改めることとはばかりではないわけですから、お気づきになったら御指摘をいただいて、また不都合なものが出てきたなら、それは正していく、修正していく、これは当たり前のことだろうと思います。前向きにひとつ考えてください。

それから市民会館は、私が報告を受けているのはあいてないと聞いておりますので、その辺をきっちり説明させたいと思います。

○総務課長（櫻木重信君）

2月10日の件につきましてですが、私は市長に2月10日しかあいていませんと、そう申しました。ただ、そのときに私の頭にあったのは、水の郷が2月10日しかあいていませんと、そういうふうには実はお話をしました。市民会館の件は私の頭の中にはございませんでしたので、2月10日しかあいていませんと、そういうふうにお話ししました。（発言する者あり）2月10日は、市長は市民会館はあいてないというふうにとらえたようですが、私は、水の郷は2月10日しかあいてないということで。というのは、緊急に招集するのに人員が（「あいてったときゃん」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（「はっきり言わんか、はっきり」と呼ぶ者あり）2月10日は、市民会館はあいておりました。水の郷が2月10日しかあいてなかったということです。（発言する者あり）

緊急に開催するというので、市民会館は千数百名のホールですが、それぐらいの人は集まらないというふうに判断をいたしました。（発言する者あり）2月10日は平日の2時からという予定にしておりますので、その時間帯には市民の方の参集とかがなかなか難しいというふうに判断しました。

○9番（荒巻英樹君）

執行部の答弁として非常に残念です。情けないです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

条例のほうなんです、直方市に関してなんです、スピーディーとおっしゃいましたけれども、残念な事件が起こったのは1月20日です。きょうが1月30日ですから、10日間ありましたので、10日間あってこの7カ所をいじっただけというのはいかがでしょうか、皆さん。このことに一生懸命取り組まれたとはとても考えられないところです。これきょうマスコミ関係の方もいらっしゃっています。新聞社の方もいらっしゃっていますけれども、本当にまさに新聞社でいえば著作権の侵害以外の何物でもないと思います。これはやはり市長のパフォーマンスだということを指摘させていただきたいと思います。

それから、暴力追放大会ですけれども、これ具体的に今後の告知PRに関してお尋ねしようと思ったんですけれども、やはり市民会館に会場をかえて1,300名の方、もっと多くの方を

募ってやっていただきたいと要望いたします。

以上です。

○市長（石田宝藏君）

ちょっと答弁漏れがあっているようでございまして、ちょっとメモが飛び込んできました。三小田議員から物騒な暴力団とのつき合いが御花の何とかの席であったというふうなこと、これ答弁漏れしておりました。私は一切そんなのはございませんので、生まれて今日に至るまでございません。明らかに（「いや、宴席の場に市長あなたは、暴力団、やくざとはつき合いのあるかんもと、そういうふうなお尋ねしたら、あると言ったじゃないですか、きちんと。私は一遍もうそを言ったことはない」「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（龍 益男君）

ちょっと待ってください。

各議員に申し上げます。議長の発言許可を得た者以外の発言は不規則発言となりますので、慎んでいただくようお願いしておきます。（「大変申しわけございません。うそを言われるからそういうことを……」「議事進行」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○市長（石田宝藏君）

一方的なことでこのようなことが本当に私は逆に言葉の暴力だと思います。別して事実じゃないようなこと。市民の皆さんの動揺をかき立てる。本来、善良な市民の皆さん方をリードしていただかなきゃいけない議員、高潔な識見と人徳、素晴らしい方々、こういった方々が言ったじゃないか、言っていないじゃないかと。ましてや水かけ論のようなこと、そんなことをこういった公式の場でおっしゃるということは相当なやはり私は問題にならなきゃいけないと思います。だから、そういうものについて一切あるならば、私に証拠を出してください。また、市民の皆さんにも見せてください。これは私からのお願いでございます。

○議長（龍 益男君）

これにて質疑を終了いたします。

それでは、議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について、討論を行います。

まず初めに、原案に反対討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

次に、賛成討論をされる方はございませんか。

○21番（大橋恭三君）（登壇）

21番の大橋恭三でございます。柳川市暴力団等追放推進条例の制定に賛成の立場で討論を行います。

今一番大切なことは、子供の通学の安全、そしてお年寄りの病院通いの安全を守ること、市民の安全・安心を確保することでございます。さらに申し上げるなら、観光客に不安や懸

念を与えないことだと思います。あつてはならない銃撃事件が起きたことに憂慮され、執行部が直ちに暴力団追放推進条例の制定のための議会招集を行われましたことは評価したいと思います。

連日のマスコミ報道でもわかりますように、マスコミ関係者は柳川の対応を見守りながら、自力で立ち直ることができるのか、注視していると思います。そして、市民は怒りを感じながら、本当に心配しておられます。私たちは市民の代弁者として、暴力など安全・安心を脅かす行為は絶対に容認できません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ぜひ多くの市民を抱き込んで条例推進に安全・安心のまちづくりのために頑張ってください。

暴力事件の防止のための対応、事案発生後の対応、どちらも重要であることは言をまちません。しっかり頑張ってください。いろいろありますけれども、前後の見境なく言葉のけんかの場にしている、これは残念だと思います。みんな頑張りましょう。

○議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありませんか。

○10番（藤丸富男君）（登壇）

10番藤丸でございます。議長の許可を得ましたので、賛成討論をいたします。

今回の重大事件につきましては全くもってのほかであり、この条例案制定についてはぜひということは常日ごろから思っておりましたですけれども、その提案理由につきましては、ただいま市長のほうから提案いたしましたこのとおりは、大変立派な趣旨説明だということは前もって申し上げておきます。しかしながら、この原案に賛成する者でございますけれども、今日まで柳川市では提案された条例案の作成過程について、執行部に一言申し上げておきたいという気持ちがありましたので、言うまでもなく賛成討論でありますけれども、一言だけ申し上げておきます。

今回の条例案は、昨日、私が全員協議会の中で指摘しましたとおり、全文直方市の条例案と全く同じ内容、ただ表紙を変えるのみの一言一句違っておりません。唖然としました。県内2番目に早く制定した、そのことについては、私は本当によかったなと思っております。ただ柳川市が、直方市が守るべき条例案第1条から8条まですべての全文が表紙のみを変えただけで、柳川市の条例として守る条例を提案するという考え自体、どう考えても私には納得できないし、余りにも能がなさ過ぎるような思いがいたします。

直方市は、かつては石炭産業のまちとして発展し、戦後の経済成長の原動力となった市であります。今日でも自動車産業を初めとして、その特色は型を変えながらも頑張っておる直方市であります。我が柳川市はどうかと。1次産業が主力でありますし、北原白秋を初めとする文人のまちであります。歴史がありますし、文化があります。特に、年間120万人近くが訪れる観光都市水郷のまちであります。直方市とは生活スタイルなり政治風土も違います。

今回の条例案は柳川市民が守る条例案であります。先ほど質疑の中でもるる市長のほうか

ら説明がありましたですけれども、そういうことを含めながら、今回の条例案につけ加えていただきかった、そういう思いであります。私はそういう意味で、直方以上の厳しい条例を検討するなりして、全国に知れ渡った観光都市にふさわしい柳川独自の条例案をつくるべきではなかったかと思います。

県内64市町村ありますが、特に柳川市の皆さんが表紙だけ変えた条文を知ったとき、どう思われましょうか。柳川市職員は優秀であり、よく勉強されており、能力もあります。懸命に市民の皆さんのために頑張っておられるその姿は、あらゆる角度から私は冷静に合併以来この4年間見てまいりました。現在もその私の考えは変わりません。案文作成の過程で、首長を含めた執行部、そして職員としての良心というか、特に柳川市職員としてのプライドがあるはずだと私は思っております。

そういう意味を含めて、本来この地方自治におきましては政策の提案権なり執行権は当然執行部にあります。しかしながら、その一方で最終的な政策決定なり、その財政的なチェックにつきましては議会にあるわけなんです。そういう意味も含めまして、今回のような条例案作成の提案の過程は今回が最後であってほしいと願ひまして、この条例案には賛成いたします。

○議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はありませんか。

○11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、議案第1号 柳川市暴力団等追放推進条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

暴力は小さいものから大きいものまで千差万別であり、小さいものは小学校、中学校での弱い者いじめ、大きなものは暴力団同士が命をかけて島を守るため縄張り争いのドンパチまで、それはそれはさまざまであります。でも、どんなに大きかろうと、どんなに小さいものであっても絶対に暴力は許されるものではありません。根絶せねばなりません。当然であります。

私がこの世の中で一番怖いのは、我が妻ではございません。暴力団でもございません。一番恐ろしいのは提案者であります柳川市長石田宝蔵氏であります。（発言する者あり）なぜなら、市長は無実の人をでっち上げ、一般質問した議員を名誉毀損で告発する、善良な奥様2人を訴える、自分の子供であるべき市の職員を平気で告訴、告発してしまう、弱い者いじめの最たる張本人だからであります。市長の喜びは、まさに市民を、市の職員を、議員を、柳川警察署2階の刑事課の取調室に座らせることにありしか思われません。実際に座らされた私が言うのでありますから、こんなに本当のことはありません。市民を毎日毎日不安におびえさせながら冷や冷やで暮らせる。市民を、職員を、議員をいつドンパチされるかわかりません。全くもって恐ろしい限りであります。

一方では、私、妻、家族への脅迫した市の土木A級指名業者には、事実が判明をしていながら、何ら手を打つどころか、平成20年6月17日の私の一般質問に対して、あざけて笑い物にされました。嘲笑されました。うそと思われるならば、その当時のビデオテープをもらってください。しかも、その答弁は全くの茶番であります。（「議長」と呼ぶ者あり）まず、石田市長の答弁であります。「そういったものについて（「賛成討論の趣旨と違う」と呼ぶ者あり）行政が云々すべきことでもございません」と市長は答弁されました。（発言する者あり）つまり、おどしとかそんなものは私は知りません。おどされた土木の市の指名業者の勝手でしょうという答弁であります。（発言する者あり）

次に、大泉副市長の答弁であります。事実として確認しなけりゃいけないと答弁をされました。でも、今の今までなしのつぶてであります。全く確認されるポーズも見えません。

次に、教育界のトップである上村教育長の答弁がふるっております。笑い物で全く理解に苦しむものであります。上村教育長、こう答弁されました。「世の中はすべて事実でなければいけない。2足す3は5、10足す10は20というふうな」、これでは何と言おうとされているのか、全くもってちんぷんかんぷんの教育長の答弁であります。

柳川市は御案内のとおり2006年3月に暴力団排除を盛り込んだ安全・安心まちづくり条例を施行されているのに、このていたらくであります。

暴力団同士と思われるドンパチ事件、一般質問した議員へのドンパチ事件、善良なる奥様へのドンパチ事件、自分の子供であるべき市職員へのドンパチ事件、昼間でも窓をあけられぬ鶏小屋の悪臭事件、いつ命を絶たれるか不安におびえ続ける鳥インフルエンザ事件、市の土木A級指名業者の（発言する者あり）議員、妻、家族へのドンパチ事件、

決算委員会への全休事件、朝青龍ではございません。全く心ない事件であります。（「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（龍 益男君）

静かにお願いします。

○11番（矢ヶ部広巳君）

常任委員会への半分以上の欠席事件、（発言する者あり）組合議会へのほとんどの欠席事件。

○議長（龍 益男君）

静粛にお願いします。

○11番（矢ヶ部広巳君）

特別委員会のすっぱかし事件。

○議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員、あと簡潔にお願いします。

○11番（矢ヶ部広巳君）

ピアス事件、 柳川ホテル事件、（「やめんか」と呼ぶ者あり） 全日本同和会への補助金事件、 和多屋別荘出張旅費事件（発言する者あり）

○議長（龍 益男君）

静かにお願いします。

○11番（矢ヶ部広巳君）

議場でのべちゃくちゃ事件。柳川市民の憤りは……

○議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員に申し上げます。簡潔にお願いします。

○11番（矢ヶ部広巳君）

頂点に達しております。いや、柳川市民だけではありません。（「ちょっとおかしいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員、ちょっと待ってください。

○11番（矢ヶ部広巳君）

みやま市民、大川市民もあります。（「これは違うじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員……

○11番（矢ヶ部広巳君）

4月5日には新しい柳川市長が誕生いたします。

○議長（龍 益男君）

矢ヶ部議員……（「議長、もうやめさせなさい」と呼ぶ者あり）

○11番（矢ヶ部広巳君）

一日も早く新しい柳川市、心の通う柳川市、枕を高くして安心して暮らせる柳川市の誕生を心からこいねがって賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（「何が討論だ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（龍 益男君）

ほかに討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（龍 益男君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（龍 益男君）

賛成全員であります。よって、本案は可決されました。

ただいま伊藤議員外 2 名から、議案第 2 号 田中雅美議員辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りいたします。この決議案につきまして緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程 8 として直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（龍 益男君）

賛成少数であります。よって、この決議案を日程に追加し、追加日程 8 として直ちに議題とすることは否決されました。

これをもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第 1 回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 9 分 閉会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 龍 益 男

柳川市議会副議長 島 添 達 也

柳川市議会議員 荒 木 憲

柳川市議会議員 近 藤 末 治